

## 第5章

# 復興への取り組み

- |                   |   |
|-------------------|---|
| 5-1 相馬野馬追の開催      | (1) 相馬野馬追とは<br>(2) 相馬野馬追復活へのドキュメント                                      |
| 5-2 復興に向けた各種計画の策定 | (1) 復興ビジョン・南相馬市復興計画 等<br>(2) 庁内各課による対応策ロードマップ<br>(3) 復興推進計画<br>(4) 除染計画 |
| 5-3 地域防災計画        | (1) 地域防災計画の見直しの必要性とその基本方針<br>(2) 地域防災計画見直しの重点事項<br>(3) 地域防災計画の構成        |



## 5-1 相馬野馬追の開催

### (1) 相馬野馬追とは

国の重要無形民俗文化財に指定されている相馬野馬追は、一千有余年の昔、相馬氏の祖といわれている平将門が下総国（千葉県北西部）に野馬を放ち、敵兵に見立てて軍事訓練を行ったのが始まりと伝えられ、現在では、毎年7月末の土曜日・日曜日・月曜日、甲冑に身を固めた500余騎の騎馬武者が腰に太刀、背に旗指物をつけて疾走する豪華絢爛で勇壮な戦国絵巻を繰り広げる。

相馬氏領（旧中村藩）に該当する相馬市、南相馬市、および双葉3町（浪江・大熊・双葉）が祭事の範囲となるが、三社のうち相馬太田神社（原町区）、相馬小高神社（小高区）、また、甲冑競馬や神旗争奪戦が行われる雲雀ヶ原など、祭りや神事の多くは南相馬市内で開催される。

#### 相馬野馬追祭の起源

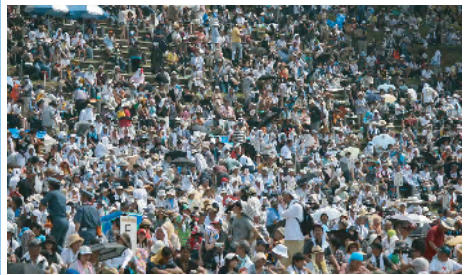
相馬野馬追の起こりは、相馬市の始祖平将門に始まると伝えられ、『相家故事秘要集』には、「将門、関八州を領してより下総国葛飾郡小金ヶ原に馬を放ち、年々春秋二度も三度も八カ国の兵を集め、甲冑を帯し、大群を学び、野馬を敵となして、軍法備えの次第駆引の自由、馬上の達者、機変自在の動きを試む」との記述がある（937年ごろ）。

将門没後、数代の間は野馬追もできなかったが、相馬氏の一族である岡田氏が葛飾で、わずかに野馬追を続けていたと伝えられている。将門の正統を継いだ師常は、鎌倉四天王の一人として武名をさせ、奥州行方を拝領したため、彼を奥州相馬の祖としている。そして、師常のころから、小金ヶ原で毎年五月中の申の日に野馬追を行うようになったと伝わっている。

小金ヶ原で行われたという将門のころの野馬追の様子は知る由もないが、日ごろ多くの野馬を放牧し、この馬群を多くの将兵が騎馬で追い出し、一定の場所に追い込み、野馬を生捕ることによって敵兵を捕虜にした形をとった、いわゆる野馬追の行事を行ったとされている。昭和12年に「野馬追一千年祭」を行い、平成24年で、1,075年目を迎えた。



甲冑競馬



雲雀ヶ原での本祭は4万2千人が堪能  
(平成24年7月29日)

出典：広報みなみそうま平成24年8月お知らせ版相馬野馬追特別号

## (2) 相馬野馬追復活へのドキュメント

東日本大震災が発生した平成 23 年の相馬野馬追は、メイン会場が警戒区域に含まれたことや、出場する馬が県外へ避難させられるといった状況により開催が危ぶまれたが、関係者の協議と協力により、復興の「相馬三社野馬追」として開催された。警戒区域が解除された平成 24 年は、各会場の補修や除染も進められ、2 年ぶりに通常開催の運びとなった。

月日	できごと
平成 23 年	
5月 2日	<b>相馬野馬追出場馬を警戒区域外に ～要望し特例で認められる～</b> 警戒区域で飼育されている相馬野馬追に出場する馬を警戒区域外の馬事公苑に移動させた。午前 10 時から始まった移動作業では、県相双家畜保健衛生所職員が放射線スクリーニング検査をした 28 頭すべてが基準値を下回り、馬運車 3 台で馬事公苑の厩舎に運び入れた。今回の移動は、農林水産省に要望し、伝統的行事の継続のため特例的に認められたものである。
6月 18日	<b>相馬野馬追は縮小開催へ ～相馬野馬追執行委員会で決定～</b> 相馬野馬追執行委員会は道の駅「南相馬」で開かれ、東日本大震災と東京電力福島第 1 原子力発電所事故の影響で、規模を縮小して開催されることが正式に決まった。原発事故でメイン会場の雲雀ヶ原祭場地（原町区）が緊急時避難準備区域、野馬懸（のまかけ）を行う相馬小高神社（小高区）が警戒区域に含まれたため例年どおりの開催を断念し、犠牲者の鎮魂を願い相双地方の復興のシンボルと位置付け「東日本大震災復興 相馬三社野馬追」として、7 月 23 日から 25 日まで開催となる。
7月 23日	<b>厳かに鎮魂の礼螺 相馬三社野馬追 ～鎮魂と復興への祈りを込め～</b> 今年の相馬野馬追は東日本大震災復興の「相馬三社野馬追」として 7 月 23 日から 25 日までの 3 日間行われた。 鹿島区の鹿島体育館前に設けられた北郷本陣では、東日本大震災の犠牲者の鎮魂と復興への祈りを込めた神事が執り行われ、慰霊の礼螺（れいがい）が鳴り響いた。 出陣式や騎馬行列には大勢の観客が詰め掛け、苦難を乗り越えてつながれた 1 千有余年の伝統に惜しめない拍手が送られた。
24日	<b>古式の神事に来年の出陣を誓う ～相馬太田神社で例大祭～</b> 2 日目は原町区の相馬太田神社で例大祭が行われ、陣羽織に白鉢巻き姿の中ノ郷騎馬会員 146 人が参列した。 例大祭は野馬追の原点とされ、拝殿前では約 600 人が古式ゆかしい神事を見守った。 社務所前で行われた直会（なおらい）では、中島三喜同騎馬会長が「来年はぜひ盛大な野馬追にして、最大騎馬数を誇る中ノ郷の大いなる武勲を祈念したい」とあいさつし、山本和治会員の音頭で「相馬流れ山」を合唱した。
25日	<b>継続された伝統行事「上げ野馬神事」</b> 3 日目の最終日は原町区の高畑神社で「上げ野馬神事」が行われ、野馬追の原点とされる行事を継続した。 例年、最終日の行事「野馬懸」は、小高区の相馬小高神社で行われているが、原発事故による警戒区域内にあるため高畑神社へ移動して行われた。 小高郷・標葉郷の騎馬会員が務める御小人（おこびと）が 3 頭の馬を境内に連れ、白い馬 1 頭を「御神馬（ごしんめ）」として神社に奉納し、関係者や観光客は継続された伝統行事を見守った。

### ■平成 23 年の開催の様相



7月 23日 北郷本陣（鹿島体育館前）  
伝統の騎馬武者行列

7月 24日 相馬太田神社（原町区）  
追悼の「陰陽の螺」

7月 25日 高畑神社（原町区）  
「上げ野馬神事」

月日	できごと
平成 24 年	
4 月 14 日	<b>愛馬との再会～野馬追の馬が帰還～</b> 東日本大震災と東京電力福島第 1 原発事故で北海道日高町に避難していた相馬野馬追の馬 52 頭のうち 8 頭が帰還した。この日戻った 8 頭は警戒区域外の馬で、約 15 時間の長距離輸送の末に各馬主の厩舎に到着した。今後約 1 週間おきに 4～8 頭が帰還し、5 月 26 日までに完了した。
5 月 25 日	<b>県内外に PR 野馬追の里キャンペーンスタッフ</b> 相馬野馬追をはじめ、市の観光を全国に PR する「2012 野馬追の里キャンペーンスタッフ」の発表会が行われた。スタッフは原町区の豊田真奈美さん、仲野内明恵さん、古沢弥生さん、鹿島区の新妻裕美さんの 4 人で、仲野内さんは昨年に続いてスタッフを務めることとなった。4 人は 6 月 10 日に行われる相馬流れ山全国大会から活動をスタートした。
29 日	<b>急ピッチの除染作業～雲雀ヶ原祭場地～</b> 7 月 28 日から 30 日に開催される国指定重要無形民俗文化財「相馬野馬追」のメイン会場となる南相馬市原町区の雲雀ヶ原祭場地で除染作業が行われた。騎馬が走る走路の除染は、表面の砂を 5cm 除去して新しい砂を敷き、剥ぎ取った約 640m <sup>3</sup> の表土は場内に埋めて一時保管した。また、観覧席などの草も開催までに 2 回刈り込み、毎時 0.8～1μSv の線量を半減させることを目標として実施された。
6 月 14 日	<b>小高神社の鳥居修復</b> 相馬野馬追の最終日に「野馬懸」が行われる小高神社では、震災によって壊れた鳥居や灯籠の修繕などを急ピッチで進められた。
23 日	<b>相馬野馬追に向け小高神社の鳥居修復</b> 7 月 28 日からの相馬野馬追に向けて小高区の相馬小高神社では震災で壊れた境内の修復作業が進み、この日は笠木が落ちた「三の鳥居」が修復され、高さ 4m の柱の上に約 1t の白御影石の笠木が据え付けられた。また、参道入り口に立つ最も大きい「一の鳥居」には柱の基礎部分にコンクリートが流し込まれ、三の鳥居と同様に笠木が取り付けられる。
7 月 1 日	<b>本番に向け初心者乗馬体験会</b> 北郷騎馬会による初心者の乗馬体験会は鹿島クレーン馬場で行われた。主に野馬追に初めて参加する人たちのために開催され、順番に馬にまたがって馬場をゆっくりと回り、乗馬の感覚を確認した。
10 日	<b>小高神社で除染作業始まる</b> 相馬野馬追の最終日の神事「野馬懸」が行われる相馬小高神社で除染作業が始まった。除染前の空間放射線量は毎時 0.5μSv 程度で、約 20 人の作業員が除染作業に取り組んだ。作業は 18 日までに終了する予定である。
15 日	<b>駅前通りに相馬野馬追の旗指物</b> 相馬野馬追まで 2 週間となり、原町区の駅前通りでは、相馬野馬追を盛り上げようと旗指物が掲げられた。
25 日	<b>相馬野馬追に向けて着々と</b> 28 日から始まる相馬野馬追。甲冑競馬や神旗争奪戦の会場になる雲雀ヶ原祭場地では、のぼり旗や観覧席などの準備が進められた。
26 日	<b>相馬野馬追に向けて着々と（小高神社）</b> 最終日の「野馬懸」の会場になる小高神社では、除染も終了し、のぼり旗や竹矢来などの準備が進められている。
27 日	<b>相馬野馬追に向けて着々と</b> 翌日から始まる相馬野馬追に向けて、鹿島区の北郷本陣では、会場の準備も最終段階に入り、野馬追のムードが漂っていた。原町区の太田神社周辺は、相馬野馬追の里おひさまプロジェクトによるヒマワリが咲き誇り、騎馬武者を迎える。
28 日	<b>相馬野馬追 2 年ぶりに通常開催</b> 国の重要無形民俗文化財「相馬野馬追」が始まった。東日本大震災、福島第一原発事故を乗り越え、2 年ぶりに通常規模で開催された。鹿島区の北郷本陣では、総大将お迎えが行われたほか、原町区の雲雀ヶ原祭場地では宵乗り競馬が開催され、夏の日差しが照りつける中、勇壮な騎馬武者の姿を見ようと大勢の観客が訪れた。
29 日	<b>甲冑競馬と神旗争奪戦観客動員 42,000 人</b> 2 年ぶりに開催された相馬野馬追のメイン行事、甲冑競馬と神旗争奪戦が行われ、会場の雲雀ヶ原祭場地には、勇壮な戦国絵巻を一目見ようと多くの観客が詰めかけた。8 回行われた甲冑競馬には 45 騎が出場し、先祖伝来の旗指物をなびかせながら疾走。約 280 騎が出場した神旗争奪戦では、上空に打ち上げられた御神旗をムチをかざして奪い合った。
30 日	<b>野馬追の原点「野馬懸」2 年ぶりに開催</b> 相馬野馬追を締めくくると「野馬懸」は、4 月に警戒区域の指定が解除された小高区の相馬小高神社で行われた。野馬懸は、1000 年以上の歴史を誇る野馬追の原点とされ、騎馬武者が馬を追い込み、素手で捕らえて神前に奉納する貴重な神事である。白装束に身を固めた「御小人」と呼ばれる人たちが神社の境内で馬を素手で捕らえると、観客から盛んに歓声が上がった。

■平成 24 年の開催の様

7 月 27 日 前夜祭・歴代相馬藩侯墓前祭



中村妙見神社での総大将出陣の宴



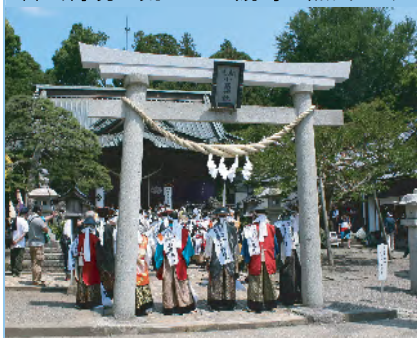
宴で披露された流れ山踊り



礼螺奉吹

7 月 28 日 出陣

各郷の騎馬武者勢が祭場地に着くと、馬場清めの儀式の後、宵乗り行事が行われる。古式再現の荒々しい競馬の熱気があふれる。



中村妙見神社、小高神社で出陣式



中ノ郷勢が太田神社から出陣



宵乗競馬

7 月 29 日 本祭

相馬野馬追のハイライト。すべての進行・合図は昔ながらの陣螺・陣太鼓によって行われる。



お行列



甲冑競馬



神旗争奪戦

7 月 30 日 野馬懸

荒々しく繰りひろげられる古式の神事。昔の名残を留めている唯一の神事といわれ、古式にそったこの行事が、国の重要無形民俗文化財に指定される重要な要因となった。



安全祈願



野馬の追い込み



御神馬の献納

## 5-2 復興に向けた各種計画の策定

市では、平成 23 年 8 月 17 日に「南相馬市復興ビジョン」を定めたのをはじめとして、復旧・復興に向けた道すじを定め、地域の再生を果たすため、各分野において各種計画を策定してきた。今後も、既往計画の進捗状況や市民の生活の状況の変化を鑑みつつ、計画の推進、あるいは更新を図っていくものである。

	計画名称				年月日	策定主体
	<全体に係る計画>	<ロードマップ>	<復興推進計画>	<除染計画>		
平成 23 年	南相馬市復興ビジョン				8 月 17 日 決定	南相馬市
		緊急時避難準備区域解除に係る復旧計画			9 月 28 日 策定	南相馬市
		警戒区域・計画的避難区域の解除に係る対応策ロードマップ			10 月 24 日 作成	南相馬市
			南相馬市除染計画（第 1 版）		11 月 策定	南相馬市
平成 24 年	南相馬市復興計画				12 月 策定	南相馬市
		警戒区域・計画的避難区域の解除に係る対応策ロードマップ			1 月 24 日 見直し	南相馬市
			復興推進計画 ふくしま医療関連産業復興特区		3 月 16 日 認定	県単独
			復興推進計画 ふくしま産業復興投資促進特区		4 月 20 日 認定	県と県内 59 市町村共同
			復興推進計画 福島県保健・医療・福祉復興推進特区		4 月 20 日 認定	県単独
		平成 24 年度 警戒区域・計画的避難区域の解除に係る対応策ロードマップ			4 月 24 日 発表	南相馬市
			復興推進計画 南相馬市復興推進計画（応急仮設建築物活用）		7 月 27 日 認定	市単独
			復興推進計画 福島県確定拠出年金復興特区		8 月 3 日 認定	県と県内 59 市町村共同
		復興整備計画 第 1 回目の公表			8 月 6 日 公表	南相馬市
		復興整備計画 第 2 回目の公表			10 月 19 日 公表	南相馬市
			復興推進計画 南相馬市復興推進計画（復興特区支援利子補給金制度の活用）		11 月 13 日 認定	市単独
		南相馬市復興計画前期実施計画			11 月 20 日 策定	南相馬市
		復興整備計画 第 3 回目の公表			11 月 30 日 公表	南相馬市
			南相馬市除染実施計画（第 2 版）	1 月 策定	南相馬市	
	復興整備計画 第 4 回目の公表			2 月 5 日 公表	南相馬市	

## (1) 復興ビジョン・南相馬市復興計画 等

市では、平成 23 年 6 月 6 日に復興計画策定方針を定めるとともに、行政・地元団体代表、市民代表などから構成する「南相馬市復興市民会議」、及び各専門分野の学識経験者で構成する「南相馬市有識者会議」を立ち上げ、復興計画策定へ向けた協議を進めてきた。この際に、市の将来を担う小中学生からの意見も募って両会議の資料として提示され、こどもたちの意見も踏まえた検討がなされた。

平成 23 年 8 月 17 日には、これらの会議での意見を踏まえて、復興計画のあり方や主要な施策をとりまとめた復興ビジョンを策定するとともに、ビジョンの内容について原町、小高、鹿島の各地区の住民や区長に説明、さらに両会議での検討を進めて、復興計画素案をとりまとめた。その後、平成 23 年 11 月 11 日から同 30 日までの期間、復興計画素案に関するパブリックコメントを実施して、広く市民から意見をいただくと同時に、各地区における説明等を実施し、平成 23 年 12 月 21 日に南相馬市復興計画の決定に至った。

また、平成 24 年 11 月には、南相馬市復興計画を実効性のあるものとするため、復興計画に掲げた主要施策等に沿って実施する具体的事業の計画を示し、着実かつ一刻も早い事業推進を図ることを目的として、南相馬市復興計画前期実施計画を策定した。

## (2) 庁内各課による対応策ロードマップ

本市においては、平成 23 年 9 月 30 日に緊急時避難準備区域が解除になったものの、警戒区域、計画的避難区域及び特定避難勧奨地点が設定されたままとなっていた。

平成 23 年 9 月 19 日の福島第一原発の原子炉の冷温停止について年内に達成を目指すという見通しを示した細野特命大臣(当時)の発言を受けて、警戒区域、計画的避難区域においても既に策定されていた「市民の安全・安心の確保に向けた対応策ロードマップ」と同様に、区域解除を前提とした取り組み目標を設定し、各専門チーム等において避難している市民の皆様の放射性物質からの影響に対する不安の解消と、従来の生活を回復するためのインフラ整備等の必要な各行政分野(災害対策専門チーム)ごとの課題を精査のうえ、抽出し、早期に万全の環境整備対策を講じるために、「警戒区域・計画的避難区域の解除に係る対応策ロードマップ」(10月から翌年3月までの6ヶ月を想定)を平成 23 年 10 月 24 日に作成した。このロードマップに基づいて各チームは、取り組み事項実施・進行管理を行い、総合管理は災害対策総括チームで行うこととなった。

### ① 「警戒区域・計画的避難区域の解除に係る対応策ロードマップ」の見直し

平成 23 年 12 月 26 日に原子力災害対策本部から「ステップ 2 の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」が示された。これにより平成 23 年 10 月の策定時点と平成 24 年 1 月現在の警戒区域等の解除への道筋や時期等における環境変化が生じたため、「警戒区域・計画的避難区域の解除に係る対応策ロードマップ」を平成 24 年 1 月 24 日に見直しが行われた。

### ②平成 24 年度「警戒区域・計画的避難区域の解除に係る対応策ロードマップ」

平成 24 年 4 月 24 日には、南相馬市復興企画部が平成 24 年度の対応策ロードマップを発表し、これまでの調査主体の対応策から具体的な復旧実施の対応策が明示されることとなった。この中で、復旧については、一時帰宅等で必要な社会基盤で早急に応急的な対応をしなければならない道路、水道、下水道、区役所、消防署等は平成 24 年度中を目途に応急的復旧を終える予定であること、小中学校や生涯学習施設、スポーツ施設は平成 25 年 8 月末を目途に整備することが示された。

### (3) 復興推進計画

東日本大震災復興特別区域法（平成 23 年法律第 122 号。以下「復興特区法」という。）に基づいて定められた「復興推進計画」は、個別の規制・手続きの特例や税制の特例等を受けるため、県、市町村が単独又は共同して作成する計画である。国の認定を受けることによって、規制の特例等が適用される。

復興推進協議会は、復興特区制度を活用し、復興のための具体的な取り組みを地域全体として円滑に推進するため、地方公共団体や地域の関係者、事業実施主体等が、取り組みの円滑化のための意見の集約、合意形成等を行うことを目的として設立された。

相馬市および福島県においては、平成 24 年 11 月までに 6 件の計画が認定されている。うち、南相馬市単独のものは「南相馬市復興推進計画（応急仮設建築物活用）」および「南相馬市復興推進計画（復興特区支援利子補給金制度の活用）」の 2 件となっている。

### (4) 除染計画

市では、一日も早く市民の放射線からの不安を解消するため、平成 23 年 11 月末、「南相馬市除染計画（第一版）」を策定した。

その後、平成 24 年 1 月 1 日に全面施行された放射性物質汚染対処特別措置法の要件を満たすため、南相馬市除染計画（第 1 版）を改定し、「南相馬市除染実施計画（第 2 版）」を策定した。

また、南相馬市除染計画（第 1 版）に基づいて除染を実施したものの、放射性物質による人の健康に及ぼす影響への不安から、除染により生じる除去土壌等を保管する仮置場等の設置が進まずスケジュールに遅れが生じたため、その状況に合致した計画に改めた。

今後も、除染計画については、今後国からの省令等や新しい技術の開発状況によって改定されることとなる。

## 5-3 地域防災計画

### (1) 地域防災計画の見直しの必要性とその基本方針

現行の南相馬市地域防災計画は、災害対策基本法の規定に基づき南相馬市における風水害や地震災害等に対して、市民の生命、身体、財産を保護することを目的に、平成 20 年 3 月に策定したものであり、津波や原子力災害を想定したものではなかった。

国は東日本大震災の教訓を踏まえた「防災基本計画」において、「災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるとの認識の下、災害時の被害を最小化する『減災』の考え方を防災の基本方針として規定し、人命を守ることを最優先に実施していかなければならない」としている。

本市においてはこれらを踏まえ、「減災」の考え方を新たに防災の基本方針とし、情報収集・伝達体制や避難体制の強化に重点的に取り組むとともに、これらの対策の推進にあたり、自助・共助・公助が一体となった地域防災力の強化に努めることが求められる。さらに、津波災害対策並びに原子力災害対策を抜本的に強化するために、新たに津波災害対策編・原子力災害対策編の独立・強化が求められる。したがって、次の 4 つの視点を重視し、今回地域防災計画の見直しを行なうこととし、平成 25 年度末の計画決定に向けて現在検討が進められている。

- ①東日本大震災における被害・対応・教訓を十分に踏まえた、より実効性の高い計画への見直し
- ②地震・津波・原子力災害及び複合災害等あらゆる可能性を想定した計画への見直し
- ③減災や多重防御の視点に重点を置き、ハード対策とソフト対策を組み合わせた総合的な防災対策の推進
- ④福島第一原子力発電所事故の状況を踏まえた、より実効性のある原子力災害対策推進

## (2) 地域防災計画見直しの重点事項

地域防災計画見直しの基本方針をふまえた、見直しの重点事項は以下のとおりである。

### ①津波災害対策の充実

- ・ 東日本大震災で得られた津波災害の教訓に基づき、住民等の生命を守ることを最優先とし、津波からの避難体制の見直しや避難場所等の整備、津波避難に関する意識の醸成など減災の考え方も踏まえたハードとソフトの施策を融合させた総合的な津波対策の充実を図る。

### ②原子力災害対策編の策定による実効性の高い原子力災害対策の推進

- ・ 原子力災害を想定した国・県・事業者の役割の明確化、連携体制を確立するとともに市民を被ばくから守る広域避難体制を構築することなどに重点を置いた原子力災害対策を推進する。
- ・ 国（原子力規制委員会）では、現在も原子力災害対策指針の改定を進めていることから、その動向を踏まえ、適宜、地域防災計画の見直しを図っていく。

### ③初動体制の強化

- ・ 庁内における初動期の対応の流れと役割を明確にする。
- ・ より実効性のある計画とするため、部署毎の対応内容も考慮したマニュアル作成等を含め、初動体制の強化を図る。

### ④情報伝達の機能強化

- ・ 被災による情報伝達手段の電源喪失や損壊等により、情報収集・伝達が困難とならないよう、多元的な情報ツールを確保し、平常時より管理・運用体制を構築する。
- ・ 県・関係機関との情報共有や協力体制の在り方について検討し、災害初動期の情報収集・伝達・発信機能の強化を図る。

### ⑤地域防災力の向上

- ・ 大規模災害時での被害を最小化するため自助・共助・公助が一体となった防災力の向上を図る。
- ・ 自助としての日常的な防災教育・意識啓発の推進、共助としての支援体制の構築、公助としての防災情報提供や防災意識の啓発等、地域防災力の向上を図る。

### ⑥避難所の管理運営方法等の強化

- ・ 一般の避難者に加えて、災害時要援護者や女性等にも配慮した避難所運営と生活環境の提供、避難者のプライバシーや利用者の意向にも配慮した避難所の管理運営方法等の強化を図る。
- ・ 避難所の運営が円滑に行われるようボランティア等との連携強化や受け入れ態勢の構築を図る。

### ⑦備蓄意識の高揚と供給体制の強化

- ・ 災害発生後における被災者等の生活の安定を確保するため、各家庭や地域を主体とした自助による最低限の飲料水・食料等の備蓄意識の高揚を図り備蓄を推進する。
- ・ 共助・公助による被災生活に必要な物資を受け入れるための基幹的な備蓄・物流拠点の設置と供給体制の再構築、強化を図る。

### ⑧災害対策本部と庁内体制の強化

- ・ 災害時における情報の収集・整理・共有・意思決定・発信を行う災害対策本部とともに、特に本部機

能と密接に関わる本部事務局の機能強化を図る。

- ・ 大規模災害時に迅速で効果的な応急対策が実施できるよう、各部署の活動、職員配置や災害対応業務の明確化など、市の災害応急活動体制の強化を図る。

⑨公共施設・ライフラインの強化

- ・ 災害時においても十分に機能し、市民生活への影響を最小限にとどめるために、公共施設やライフラインの耐震化・安全性の確保を図る。

⑩原子力災害による広域避難対策の充実

- ・ 未だ収束が見られない原子力発電所の事故リスクを考慮しつつ、円滑で実効性の高い広域避難体制を構築する。
- ・ 原子力災害の特性から避難生活が長期化・広域化するため、広域的な視野に立った支援制度や相談体制等、避難対策の充実を図る。

⑪市民の心身を守る防護・健康管理体制の確立

- ・ 原子力事故の発災直後における放射線被ばくから身を守るための防護対策（内部・外部被ばく防止、スクリーニング検査の充実、モニタリング、除染対策、安定ヨウ素剤 等）を強化する。
- ・ 中長期的な避難も視野に含めた健康管理体制（医療体制の整備、カウンセリング、生活全般にわたる支援等）の確立を図る。

(3) 地域防災計画の構成

今回の見直しでは、津波災害対策災害応急対策計画と原子力災害対策計画を独立・強化するとともに、災害予防計画、一般災害対策災害応急対策計画、震災対策災害応急対策計画、災害復旧計画についても上位計画との整合性を図り見直しを行い、6編構成とすることで検討が進められている。

